

介護老人保健施設 こまち 利用料金一覧

R4.4.1

1〔基本利用料〕 円／日

要介護度	多床室			個室		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	830 円	1,660 円	2,490 円	752 円	1,504 円	2,256 円
要介護2	881 円	1,762 円	2,643 円	799 円	1,598 円	2,397 円
要介護3	946 円	1,892 円	2,838 円	851 円	1,702 円	2,553 円
要介護4	1,000 円	2,000 円	3,000 円	921 円	1,842 円	2,763 円
要介護5	1,057 円	2,114 円	3,171 円	974 円	1,948 円	2,922 円

2〔介護保険給付対象外料金〕

項目		金額		内容		
居住費	多床室	1段階	0円／日	水道光熱費		
		2段階	370円／日			
		3段階	370円／日			
		4段階	600円／日			
	個室	1段階	490円／日	室料(建築費、修繕維持費)+水道光熱費		
		2段階	490円／日			
		3段階	1,310円／日			
		4段階	1,640円／日			
食費			1段階	300円／日	食事の提供に要する費用(食材費+調理費)	
			2段階	390円／日		
			3段階①	650円／日	朝食	300円／食 (4段階の場合)
			3段階②	1360円／日	昼食	780円／食 (4段階の場合)
			4段階	1,880円／日	夕食	800円／食 (4段階の場合)

所得段階

1段階	生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税者で高齢福祉年金受給者等
2段階	世帯全員が市町村民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の者等
3段階	世帯全員が市町村民税非課税者で第2段階該当者以外の者及び市町村民税における特例減額措置の適用のある者等。(①と②の2種類がある)
4段階	上記以外の者

3〔課税対象料金〕希望による ☆は課税対象(税込み)

☆ 特別室料	個室	4,400円／日	電動ベッド・トイレ・洗面所・テレビ・応接セット 見晴らしの良い眺望
	2人部屋	2,200円／日	ご希望により特別室をご利用される方のみ
理美容代		実費	施設内理美容室使用 業者委託
洗濯代		実費	業者委託
健康管理費		実費	インフルエンザ予防接種などの費用
☆ 文書料	当施設設定料金		医学的判定書 5,500円 身体障害者診断書 5,500円 入所証明書(診断書)・後遺障害証明書 5,500円 年金診断書 5,500円 領収証明(一覧表一通) 3,300円 領収証明(コピー一通) 550円 健康診断書 3,300円～検査項目により変動 その他文書料 3,300円
特別行事費		実費	新年会、クリスマス会などの行事に要する費用
衣服リース代		実費	業者委託
テレビ利用料		153円／日	2,4人部屋の方、2階の個室の方はイヤホン必要
日用品		業者委託	業者委託
教養娯楽費		実費	事前に希望を聞いた上、参加者からクラブ活動 の材料費を徴収
☆ おやつ代		150円／日	希望者から徴収

4〔加算料金〕

その他の介護保険に関わる加算料金

項目	1割負担 /日	2割負担 /日	3割負担 /日	内容
短期集中リハビリテーション実施加算	¥252 /日	¥505 /日	¥757 /日	理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士が入所後3か月以内に限って集中的にリハビリテーションを行った場合に算定
認知症短期集中リハビリテーション加算	¥252 /日	¥505 /日	¥757 /日	リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断した認知症入所者に対し、入所後3か月以内に限って集中的にリハビリテーションを行った場合に算定。1週に3日を限度として算定。
認知症ケア加算	¥80 /日	¥160 /日	¥240 /日	認知症病棟に入所されている場合に算定
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	¥3 /日	¥6 /日	¥9 /日	認知症専門病棟の入所者様に対し専門的な認知症ケアを行った場合で、認知症介護実践リーダー研修修了者が配置されている また、認知症ケアに関する専門性の高い看護師が配置されている場合に算定
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	¥4 /日	¥8 /日	¥12 /日	上記の条件に加え、認知症介護指導者研修修了者が配置されている また、認知症ケアに関する専門性の高い看護師が配置されている場合に算定
認知症情報提供加算	¥368 /回	¥737 /回	¥1,105 /回	認知症のおそれがあると医師が判断した入所者様であって、施設内での診断が困難であると判断された方について、診断状況を示す文書を添えて認知症疾患医療センター等の紹介を行った場合に算定
若年性認知症利用者受入加算	¥126 /日	¥252 /日	¥378 /日	若年性の認知症入所者の受け入れをした場合算定
入所前後訪問指導加算Ⅰ	¥474 /回	¥948 /回	¥1,422 /回	入所期間が1か月を超えると見込まれる入所者に、退所後生活する居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
入所前後訪問指導加算Ⅱ	¥505 /回	¥1,011 /回	¥1,516 /回	入所期間が1か月を超えると見込まれる入所者に、退所後生活する居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に算定
地域連携診療計画情報提供加算	¥316 /回	¥632 /回	¥948 /回	医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき入所者の治療等を行うとともに、退院月の翌月までに入所者に係る診療情報を文書により提供した場合に算定
試行的退所時指導加算	¥421 /回	¥843 /回	¥1,264 /回	退所が見込まれる入所期間が1か月を超える入所者をその居宅において試行的に退所される場合において、入所者及び家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合に算定(1回を限度)
退所時情報提供加算	¥527 /回	¥1,054 /回	¥1,581 /回	入所期間が1か月を超える入所者が退所し、居宅において療養を継続する場合、退所後の主治医に対して入所者の同意を得て診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に算定
入退所前連携加算Ⅰ	¥632 /回	¥1,264 /回	¥1,896 /回	イ 入所予定日から前後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合 ロ 入所期間が1か月を超える入所者が退所し、居宅サービスを利用する場合の連携(居宅介護支援事業所に対しての診療状況など必要な情報の提供)を行った場合の算定
入退所前連携加算Ⅱ	¥421 /回	¥842 /回	¥1,263 /回	入退所前連携加算(Ⅰ)のロの要件を満たした場合の算定
外泊時費用	¥381 /日	¥763 /日	¥1,144 /日	入所者様が自宅などに外泊された場合、月6日を限度として算定
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	¥843 /日	¥1,686 /日	¥2,529 /日	入所者に対し居宅における外泊を認め、施設より提供される在宅サービスを利用した場合1月に6日を限度として算定
訪問看護指示加算	¥316 /回	¥632 /回	¥948 /回	退所時に訪問看護指示書を作成した場合に算定
栄養マネジメント強化加算	¥11 /日	¥22 /日	¥33 /日	常勤の管理栄養士を1名以上配置。低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定
療養食加算	¥6 /回	¥12 /回	¥18 /回	食事の提供が管理栄養士、又は栄養士によって管理されていること。医師の指示に従い、糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く)、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食などを提供した場合に算定。1日3回を限度とし、1食1回算定
再入所時栄養連携加算	¥210 /回	¥420 /回	¥630 /回	入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に算定。(1回限度)
経口移行加算	¥29 /日	¥59 /日	¥88 /日	経管により食事を摂取している入所者様が経口で食事を摂取するために医師の指示に基づき栄養管理を行った場合に算定(180日以内)
経口維持加算Ⅰ	¥421 /月	¥843 /月	¥1,264 /月	現に経口摂取している者で、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者様に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合に算定
夜勤職員配置加算	¥25 /日	¥50 /日	¥75 /日	入所者数が20又はその端数を増すごとに1以上の夜勤を行う看護・介護職員を配置している場合に算定

項目	1割負担 /日	2割負担 /日	3割負担 /日	内容
初期加算	¥31 /日	¥63 /日	¥94 /日	入所した日から30日に限り算定
サービス提供体制強化加算Ⅰ	¥23 /日	¥46 /日	¥69 /日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合に算定
サービス提供体制加算Ⅱ	¥18 /日	¥36 /日	¥54 /日	介護福祉士の占める割合が60%以上配置されていること
サービス提供体制加算Ⅲ	¥6 /日	¥12 /日	¥18 /日	介護福祉士の占める割合が50%以上配置されていること
介護職員処遇改善加算	算定単位数× 39/1,000	算定単位数× 39/1,000×2	算定単位数× 39/1,000×3	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てられる。加算については、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ	¥105 /日	¥210 /日	¥315 /日	医師が関連ガイドライン等を踏まえた高齢者の薬物療法に関する研修を受講していること 入所後1ヶ月以内に、かかりつけ医に、状況に応じて処方の内容を変更する可能性があることについて説明し、合意を得ていること 入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価内容や入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯及び変更後の状態について、退所時又は退所後1ヶ月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載している場合に算定
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	¥252 /日	¥504 /日	¥756 /日	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰを算定していること 入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	¥105 /日	¥210 /日	¥315 /日	かかりつけ医連携薬剤調整加算ⅠとⅡを算定していること 多剤投薬されている入所者の処方方針を介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が事前に合意し、その処方方針に従って減薬する取り組みについて、診療報酬改定における対応に鑑みながら、必要に応じて評価する場合に算定
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	¥251 /日	¥503 /日	¥755 /日	肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎を発症した場合に施設内で治療を行った場合に算定
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	¥505 /日	¥1,011 /日	¥1,517 /日	上記に加え、医師が感染症対策に関する研修を受講していること
緊急時治療管理加算	¥545 /回	¥1,091 /回	¥1,637 /回	緊急時に医療行為を行った場合に算定
口腔衛生管理加算Ⅰ	¥94 /月	¥189 /月	¥283 /月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行った場合に算定
口腔衛生管理加算Ⅱ	¥115 /月	¥230 /月	¥345 /月	口腔衛生管理加算Ⅰに加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容などの情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定
排せつ支援加算Ⅰ	¥10 /月	¥20 /月	¥30 /月	イ 排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6ヶ月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排泄支援に当たって当該情報等を活用していること。 ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。 ハ イの評価に基づき、少なくとも3ヶ月に1回、入所者ごとに支援計画を見直している場合に算定
排せつ支援加算Ⅱ	¥15 /月	¥30 /月	¥45 /月	排せつ支援加算Ⅰの算定要件を満たし、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。またはおむつ使用ありから使用なしに改善している場合に算定
排せつ支援加算Ⅲ	¥21 /月	¥42 /月	¥63 /月	排せつ支援加算Ⅰの算定要件を満たし、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に算定
排せつ支援加算Ⅳ	¥105 /月	¥210 /月	¥315 /月	現行の加算を算定する事業所への経過措置を設定(令和4年3月31日まで算定可能)
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	¥3 /月	¥6 /月	¥9 /月	イ 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3ヶ月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること ロ イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること ハ 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者ごとの状態について定期的に記録していること ニ イの評価に基づき、少なくとも3ヶ月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直している場合に算定
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	¥13 /月	¥26 /月	¥39 /月	褥瘡マネジメント加算Ⅰの算定要件を満たし、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合に算定
褥瘡マネジメント加算Ⅲ	¥10 /月	¥20 /月	¥30 /月	入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する(令和4年3月31日まで算定可能)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	¥35 /日	¥71 /日	¥106 /日	在宅復帰率、ベッド回転率、入所前後訪問指導割合、退所前後訪問指導割合、居宅サービスの実施数、リハ専門職の配置割合、支援相談員の配置割合、要介護4又は5の割合、喀痰吸引の実施割合、経管栄養の実施割合が40以上で算定
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	算定単位数× 21/1,000	算定単位数× 21/1,000×2	算定単位数× 21/1,000×3	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てられる。加算については、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	算定単位数× 17/1,000	算定単位数× 17/1,000×2	算定単位数× 17/1,000×3	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てられる。加算については、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

項目	1割負担 /日	2割負担 /日	3割負担 /日	内容
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	¥34 /月	¥68 /月	¥102 /月	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定
自立支援促進加算	¥316 /月	¥632 /月	¥948 /月	イ 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に不調な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援にかかる支援計画等の策定等に参加していること ロ イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも3ヶ月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること ニ イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定
安全対策体制加算	¥21 /回	¥42 /回	¥63 /回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定 (入所時に1回を限度として算定)
科学的介護推進体制加算Ⅰ	¥42 /月	¥84 /月	¥126 /月	入所者、利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護推進体制加算Ⅱでは、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報)を、厚生労働省に提出していること 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定
科学的介護推進体制加算Ⅱ	¥63 /月	¥126 /月	¥189 /月	

※金額については、端数計算処理により実際の請求金額に多少の違いが生じますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。